

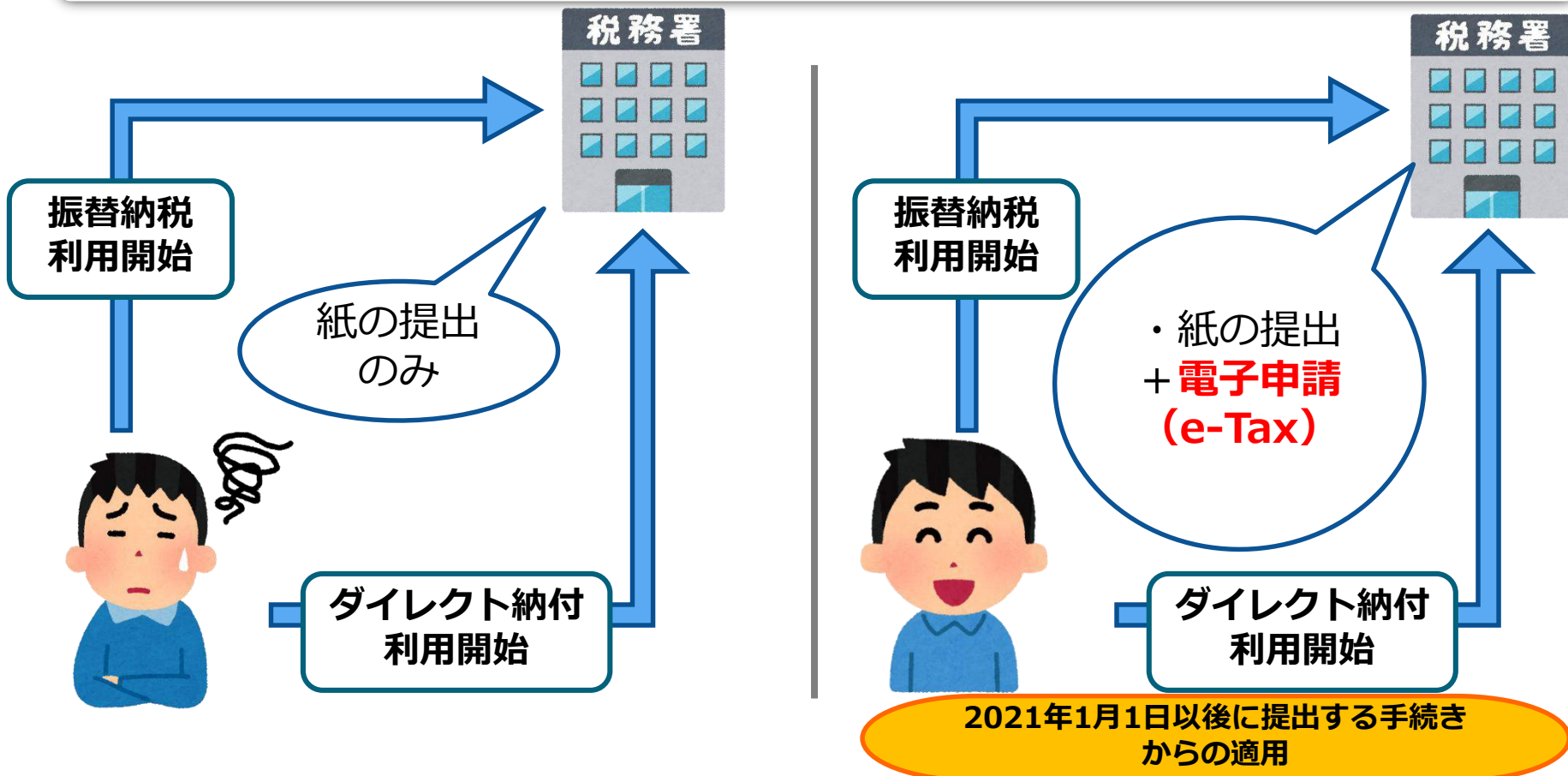


# 第4章 納税環境の整備

## 4-1 振替納税の通知依頼及び ダイレクト納付の利用届出の電子化



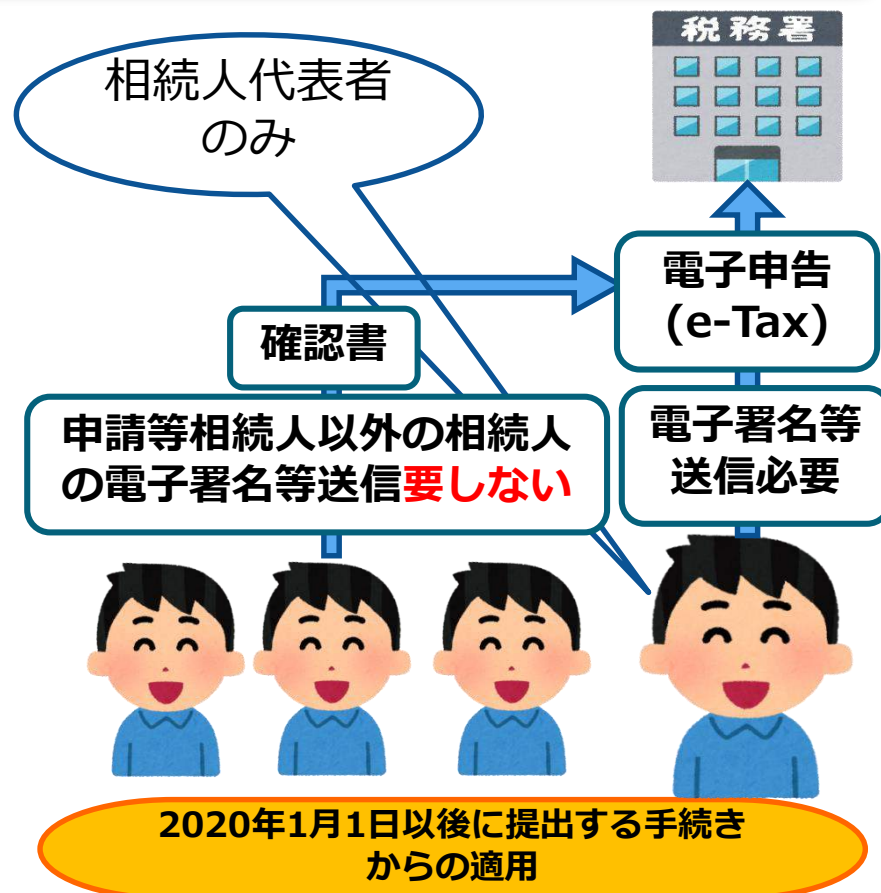
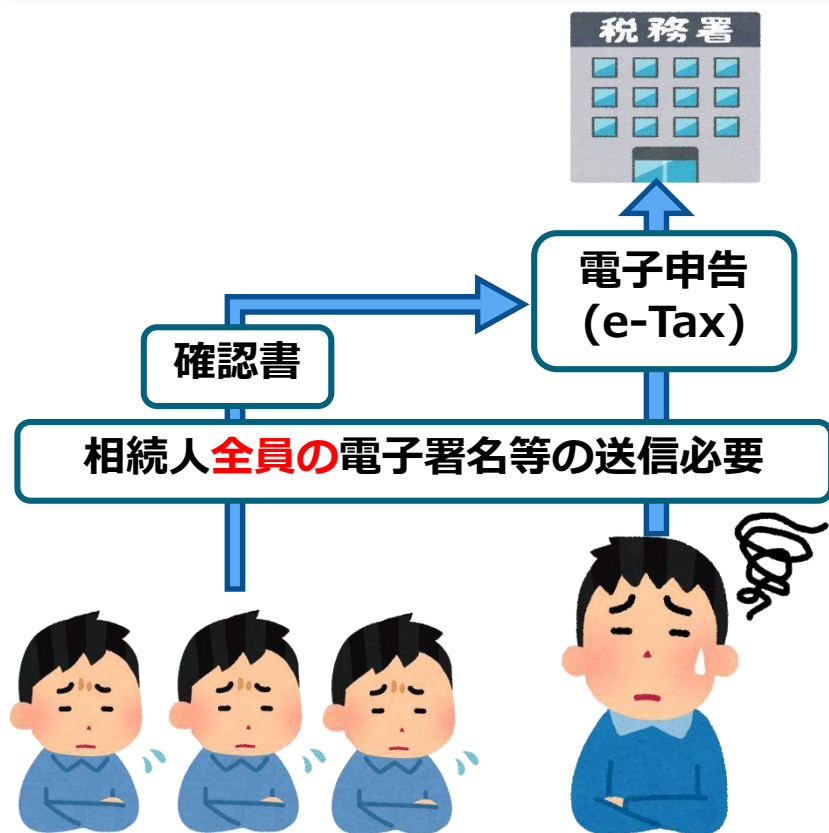
納税者の利便性向上の観点から、個人が税金の納付を口座引落にしたい場合（「振替納税」と「ダイレクト納付」）に提出することとなる開始届出書を、**紙提出に代えて電子申告（e-Tax）による提出も可能**となります。



## 4-2 準確定申告の電子的手続の簡素化



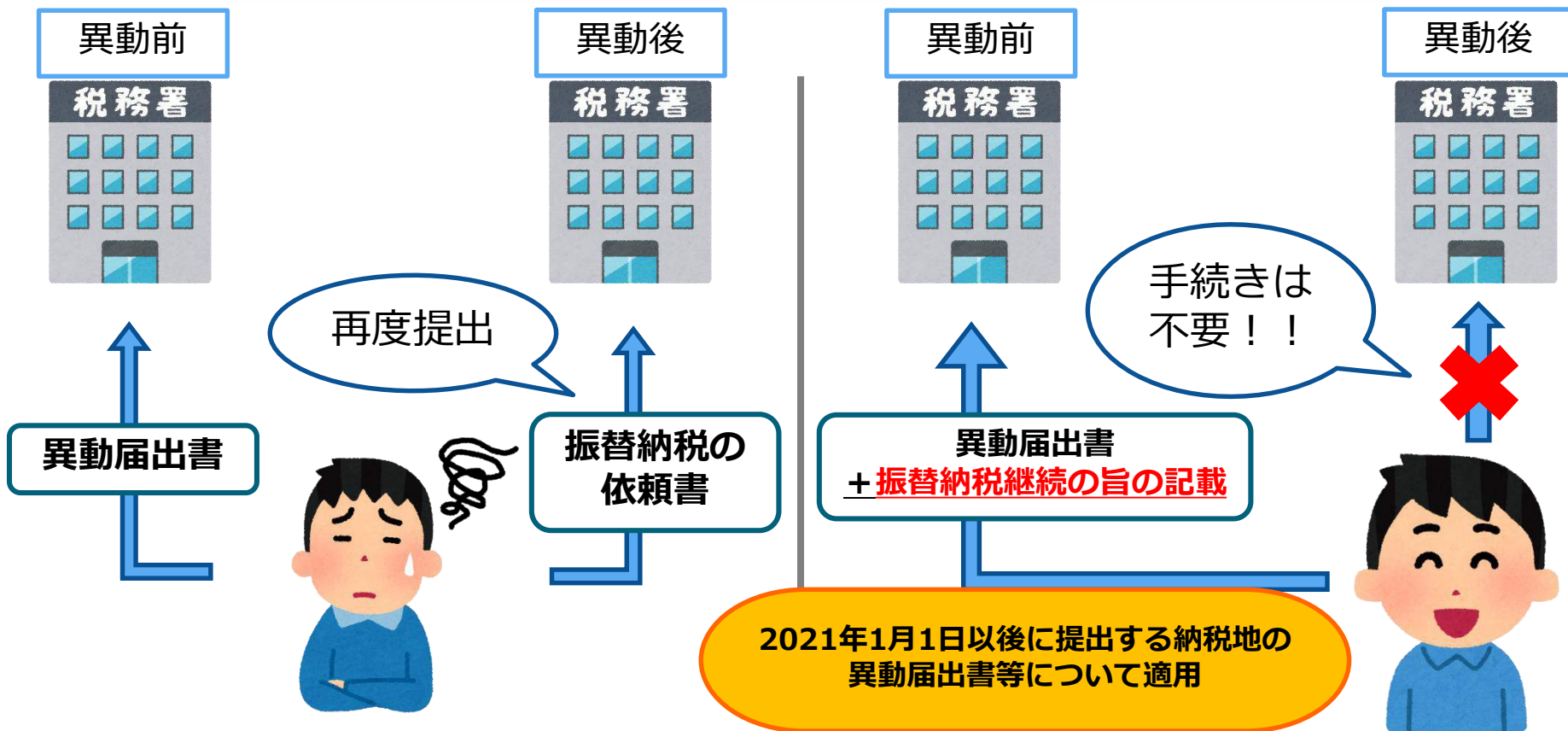
申告手続きの簡素化を進めるため、亡くなられた方の確定申告（準確定申告）を相続人代表者が電子申告（e-Tax）する場合、**申請等相続人以外の相続人**の確認書に電子署名及び電子証明書の送信は**不要になります**。



## 4-3 納税地の異動があった場合の振替納税手続の簡素化



振替納税を行っている個人が他の税務署管内へ納税地を異動した場合、その個人が提出する納税地の異動届出書等に、その異動後も従前の金融機関の口座から振替納税を行う旨を記載したときは、**振替納税の依頼書を改めて提出することを不要**とし、異動後の税務署でも振替納税の継続を可能とします。





## 4-4 利子税・還付加算金等の割合の引下げ



加算金について

7年ぶりの  
引下げ！

### 1.改正の概要

利子税・還付加算金等の割合について、市中金利の実勢を踏まえ、その割合の引下げが行われます。

利子税特例基準割合、猶予特例基準割合、還付加算金特例基準割合、特例基準割合（改正前）が年7.3%未満の場合に、次のように引下げられます。

#### 【1】① ②以外の利子税

【改正前】「平均貸付割合(※1)+年1%」(特例基準割合)

【改正後】「平均貸付割合(※1)+年0.5%」(利子税特例基準割合)

#### ② 相続税及び贈与税に係る利子税

【改正前】「利子税の割合(年割合)×特例基準割合÷年7.3%」

【改正後】「利子税の割合(年割合)×利子税特例基準割合÷年7.3%」

#### 【2】納税の猶予等の適用を受けた場合の延滞税(延滞税の全額が免除される場合を除く)

【改正前】「平均貸付割合(※1)+年1%」(特例基準割合)

【改正後】「平均貸付割合(※1)+年0.5%」(猶予特例基準割合)

#### 【3】還付加算金

【改正前】「平均貸付割合(※1)+年1%」(特例基準割合)

【改正後】「平均貸付割合(※1)+年0.5%」(還付加算金特例基準割合)

※1 定められた計算式で得た割合として、財務大臣が告示する割合をいいます。

延滞税は、納税猶予の場合のみ。それ以外の延滞税は早期納付を促すため、現行の通り！

利子税・還付加算金等の割合は、  
【現行】 1.6%  
【改正後】 1.1%  
に引下げられます！

### 2.適用時期

2021年1月1日以後の期間に対応する利子税・還付加算金等について適用されます。